

# 1 工事検査の基本事項

## ⑥ 一 委託の検査

工事検査通信 No.6

発行：H28年5月18日

出納局 工事検査課



主任、検査請求を書くように言われているんですが、設計委託も書いていいんですか？「工事検査課の対象外」だったですよね。

そうそう。工事検査課は、工事の検査をするところだからね。



高級設計(株)の方が、出納室の検査員に、検査してもらった話を聞きましたよ。

それは、出納局長に、発注者として頼んだのではないかな？



主任、それって、矛盾してるように聞こえるんですけど……。

それは、基になってる根拠の出どころが、違うからなのよ。



この際、教えてください。

分かった、分かった。財務規則と会計事務必携を持ってきてごらん。



会計事務必携ですか？初めて聞きました。

経理担当なら、みんな持ってるから、借りてきてごらん。



分かりました。……借りてきました。

工事の検査は、財務規則の第273条の3で、農林水産部と土木部の工事については、出納局長に検査請求することになっているんだよ。ほら、ここに書いてある。でも、これは工事だけ。そもそも、検査は、契約権者が職員のうちから指定することになっているんだよ。それは、第273条に書いてあると思うよ？だから、農林と土木の工事検査が、特別なんだよ。



はい、工事検査のことは、前に教えてもらってますが……。

まあ、いいから聞いてなさい。  
会計事務必携の第12章 第6節 監督及び検査 のページ開いてごらん。  
2 監督の実施、(1) 監督員 の注意書きを見てもらいたいよ。



監督でなく、  
検査のことが、知りたいんですが・・・。

検査のことが書いてあるんだよ。  
『困難又は不適當であるときは、他の所属の職員のうちから  
検査員を指定することも差し支えない』と、書いてあるのよ。



確かに、そうですが、  
工事検査課とは、書いてないですよ。

そのとおり。  
逆に、どこにも書いてないんだよ。  
だから、工事検査課の検査員でなくても構わないの。  
でも、工事検査員は、単に工事だけの経験を積んだだけでなく、  
設計の経験も豊富な人がなっているから、  
頼むのに、相応しい場合が多いのよ。



なるほどですね。  
今回の設計委託も、頼むべきですかね？  
頼んだら、本庁の検査員が来るんですか？

発注者として、どう考えるかな。  
つまり内容だ。 It depends on だね。  
本庁検査員と出先の検査員のことは、次回にしよう。



\*\*\*\*\*

### ●本日のポイント

農林水産部と土木部の工事は、全て出納局長へ検査請求しなければなりません。が、工事以外について、困難又は不適當であるときは、他の所属の職員から検査員を指定することも差し支えないことになっています。  
この場合は、事前に相談していただき、文書をもって依頼してください。

#### 【関係資料】

- ・福島県財務規則 第273条の3  
掲載場所 = 共有キャビネ/総務部/財務総室/入札管理課/  
01\_財務規則関係/財務規則・施工通達/規則
- ・会計事務必携 第12章 契約 第6節 監督及び検査  
2 監督の実施 (1) 監督員 の注意書き  
掲載場所 = 共有キャビネ/出納局/審査課/会計事務必携/12章\_契約

#### 【登場人物の設定】

○福島県出先の某発注機関



: 的丸(ママル) 主任



: 浩二(コウジ) 技師